



報道提供資料
平成25年12月26日
熊取町総務部

町建設工事をめぐる住民訴訟の判決確定後 における本町の対応について

12月26日に、住民訴訟の一審原告の住民側から、住民側の弁護士報酬相当額として、3523万2732円の支払請求が本町になされました。

町建設工事をめぐる住民訴訟については、12月17日付の最高裁判所の決定をもって、控訴審判決が確定しています。(12月18日付の既提供の報道資料をご参照ください。)

本町といたしましては、この判決の内容を踏まえ、12月20日付けで建設業者らに対して損害賠償金等の請求をおこなうとともに、12月21日からの6か月間で関係業者に対し、入札参加資格停止措置をおこないました。

また、こうした対応には、今後、多大の業務が見込まれる一方で、迅速に処理していく必要があることなどから、平成26年1月1日付で契約検査課内に課内室として債権整理対策室を設置するなど、組織体制の充実を図り、精力的に取り組んでいく考えです。

なお、冒頭の支払請求に対しましても、本町の訴訟代理人弁護士と請求額を含め、内容の妥当性等を十分に協議し、今後、適時適切に対応していく考えです。

【問い合わせ】

熊取町総務部総務課行政グループ
TEL 072-452-1003 (直通)
FAX 072-452-7103



▲ジャンプ君



▲メジーナちゃん